



報道発表資料の配付日時 5月10日(月) 16時00分

発表項目 (行事名)	まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要請及び 新型コロナワクチンの速やかな接種体制構築に関する国への要望の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 次のとおり、関係大臣に対し、「まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要請」及び「新型コロナワクチンの速やかな接種体制構築に関する国への要望」を行いましたのでお知らせします(要請書別添)。</p> <p>要請日：5月10日(月)          要請先：西村 康稔 経済再生担当大臣                    坂本 哲志 内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生)                    梶山 弘志 経済産業大臣                    田村 憲久 厚生労働大臣                    河野 太郎 行政改革担当大臣          対 応：道東京事務所を通じて各大臣に要望</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>&lt;まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要請&gt;          総合政策部計画局計画推進課(担当者:課長補佐 菅原 伸一)          TEL ダイヤルイン 011-204-5133(内線23-710)</p> <p>&lt;新型コロナワクチンの速やかな接種体制構築に関する国への要望&gt;          北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室(ワクチン等予防対策班)          (担当者 感染予防対策担当課長 吉田 亮輔)          TEL ダイヤルイン 011-206-0495(内線38-830)</p>
-------------	--

**まん延防止等重点措置の適用に関する  
緊急要請**

令和3年5月

北海道  
札幌市

北海道では、これまで、札幌市内の感染拡大を踏まえ、人と人との接触機会を徹底して抑えていくため、特措法に基づき、札幌市内における外出自粛や往来自粛をはじめ、札幌市内全域の飲食店等への営業時間の短縮要請など、独自の対策に全力で取り組んできました。

しかしながら札幌市内では変異株の置き換わりが急速に進むとともに、医療の危機的な状況が続き、5月5日には、「札幌市医療非常事態宣言」を発令する事態に至り、5月7日には、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施する区域に北海道が追加されました。

今後、札幌市内を対象に、飲食店等における酒類の提供自粛や、飲食店以外の遊興施設などについても営業時間の短縮を要請するなど、これ以上の感染拡大の抑止に向けて、緊急事態措置と同等のより強い対策を講じることとしておりますが、長きにわたる感染症との闘いに加え、このたびの重点措置の実施により道内事業者の多くに甚大な影響が生じることが懸念されます。

国におかれましては、全国的な緊急事態宣言の発令や、この度のまん延防止等重点措置の本道への適用を踏まえ、長期に渡る感染症対策の影響により苦境にあえぐ地域への実効性のある支援や、財政状況が厳しい本道の実情に応じた支援について、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和3年5月10日

北海道知事 鈴木 直道

札幌市長 秋元 克広

## 1 事業者への支援について

- (1) まん延防止等重点措置などに係る飲食店等への営業時間の短縮要請に協力いただく事業者に対する協力支援金の取扱いについては、同じ要請内容でありながら、適用開始時期などによって差が設けられており、営業時間の短縮要請の実効性を高めるため、要請の内容に応じた公平な単価設定とすること。
- (2) まん延防止等重点措置地域等において、終日の酒類提供の自粛要請が行われることを考慮し、協力支援金の増額を行うとともに、月次支援金の増額や要件緩和等、より強い支援を行うこと。

## 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

まん延防止等重点措置の適用に伴い、今後、協力支援金はもとより、様々な感染症対策に要する経費の増加が想定されることから、臨時交付金を更に増額すること。

また、地方自治体が躊躇なく、休業や営業時間短縮の要請、酒類販売事業者に対する支援を実施できるよう、「協力要請推進枠」については、2割の地方負担を廃止し、国の責任において、全面的な財政措置を講じること。

なお、今般創設された「事業者支援分」については、地方自治体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く交付対象となるよう、柔軟な運用を図ること。

新型コロナウイルスワクチンの速やかな  
接種体制構築に関する国への要望

令和3年5月  
北海道

新型コロナウイルスワクチン接種については、先般、内閣総理大臣から、希望する高齢者に対し、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組む方針が示されたところです。

北海道としては、希望される全ての道民の皆様が安心して、円滑に接種いただける体制の構築に取り組んできたところですが、これまで、ワクチンの供給が極めて限定的であったことから、医療従事者等の接種に遅れが生じており、加えて、医療従事者等と平行して行われることとなった高齢者の接種体制構築にも遅れが生じている状況です。

こうした中、7月末までに166万人の高齢者の接種を終了させるためには、一日当たり6万回の接種体制を早急に構築する必要がありますが、現在、札幌市を中心に、変異株による急速な感染拡大が生じている中、高齢者が多く、広域分散型の本道において、一日当たり6万回の接種体制を構築するためには、以下の項目について、国の強い支援が必要になると考えておりますので、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 医療従事者の確保・大規模接種会場の設置

北海道は、医療資源が広域に分散しているため、多くの市町村は、特設会場を設置するための医師や看護師を確保することが難しい状況にある。

このため、国において、市町村の希望に応じて医師等を派遣する体制を構築すること。

特に、札幌市をはじめとする都市部においては、7月末までに高齢者接種を終了するために必要な体制を確保することが困難な状況にあるため、国直営の大規模接種会場を設置すること。

### 2 ワクチン接種に協力する医療機関の休業補償制度等について

大規模な集団接種会場を設置することが難しい市町村は、かかりつけ医療機関など管内の医療機関を接種施設に指定し、個別接種による体制を構築している。個別接種は、被接種者の既往歴を把握したうえで接種を行うため、安全性が高い一方、通常の診療と並行して接種を行うため、一日に接種できる人数に限られることから、多くの医療機関で個別接種を実施していただけるよう、通常の診療を休診してワクチン接種を実施する医療機関に対する休業補償制度の構築や1回接種あたり2,070円の接種費用の大幅な引き上げを行うこと。

### 3 接種の終了に関する基準について

多くの市町村は、高齢者接種の開始時期は決まっているが、終了を判断するための基準が示されていないため、どの時点で終了とするか見通しが立たない状況があることから、市町村が終了を判断するための具体的な基準を明示すること。

### 4 市町村負担の軽減について

(1) 医療機関における個別接種を行う場合、市町村毎に予約システムを構築する必要があり、市町村にとって大きな事務負担となっていることから、国において共通の予約システムを構築するなど、市町村業務の負担軽減を図ること。

(2) 市町村においては、予防接種台帳のほか、国が構築したV-SYSやVRSなど複数のシステムを用いて、ワクチンの流通や接種の予約、配送、接種記録、請求、支払などの管理を行っているが、被接種者の住所や生年月日等の類似データが共有化されておらず、システム毎に同じ情報の入力が必要になり、膨大な業務が発生していることから、国において、ワクチン接種に関する一貫したシステムを構築するなど、市町村事務の負担軽減を図ること。

(3) ファイザー社のm-RNAワクチン「コミナティ筋注」は、 $-6.0^{\circ}\text{C}$ 以下の保管管理が必要であるとともに、解凍した場合は3時間以内に輸送し、5日以内に使用する必要があるなど取り扱いが非常に難しく、市町村においては、基本型接種施設から連携型接種施設への小分け輸送に苦慮している実態があることから、国において全国で対応可能な配送事業者と契約するなど、市町村におけるワクチン輸送の効率化及び負担軽減を図ること。

### 5 自衛隊員の接種について

道内には、数万人の自衛隊員が従事しているが、大規模災害等の発生に備えるとともに、市町村における接種体制の負担を軽減する観点から、自衛隊員への接種については、国の責任において、出来るだけ早期に行うこと。

令和3年5月10日

北海道知事 鈴木 直道